

令和7年11月14日
208・209会議室

令和7年第21回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

令和7年第21回立川市教育委員会定例会

- 1 日 時 令和7年11月14日(金)
開 会 午後1時30分
閉 会 午後2時30分
休 憩① 午後2時24分～午後2時25分

- 2 場 所 208・209会議室

3 出席者

教育長	飯 田 芳 男		
教育委員	岡 村 幸 保	伊 藤 憲 春	
	小 柳 郁 美	堀 切 菜 摘	
署名委員	小 柳 郁 美		

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長	齋藤 真志	教育総務課長	白井 隆行
学務課長	澤田 克己	指導課長	寺田 良太
統括指導主事	石井 和成	統括指導主事	野津 公輝
教育支援課長	高橋 周	学校給食課長	近藤 忠良
生涯学習推進センター長	鈴木 峰宏	図書館長	黒島 秀和

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係	和田 健治	齋藤 綾乃
----------	-------	-------

案 件

1 請願

(1) 請願書について

2 協議

(1) 令和8年度立川市教育委員会学校教育の指針について

(2) 図書館の臨時休館について

3 その他

令和7年第21回立川市教育委員会定例会議事日程

令和7年11月14日

208・209会議室

1 請願

(1) 請願書について

2 協議

(1) 令和8年度立川市教育委員会学校教育の指針について

(2) 図書館の臨時休館について

3 その他

◎開会の辞

○飯田教育長 ただいまから、令和7年第21回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員に小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 承知しました。

○飯田教育長 よろしくお願いいたします。

本日は、請願1件、協議2件でございます。その他は議事進行過程で確認をいたします。

次に、議事進行についてお諮りいたします。1請願（1）請願書について、は人事案件でございますので、非公開として取り扱いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○飯田教育長 異議なしと認めます。それでは、1請願（1）請願書について、は3その他の終了後に非公開として取り扱います。

次に、出席者の確認を行います。齋藤教育部長、お願いいたします。

○齋藤教育部長 本日第21回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございます。教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、石井統括指導主事、野津統括指導主事、教育支援課長、学校給食課長、生涯学習推進センター長、図書館長、以上でございます。

◎協 議

（1）令和8年度立川市教育委員会学校教育の指針について

○飯田教育長 続きまして、2協議（1）令和8年度立川市教育委員会学校教育の指針について、に入ります。

寺田指導課長、説明をお願いいたします。

○寺田指導課長 令和8年度立川市教育委員会学校教育の指針（案）についてご説明いたします。

令和7年度の指針からの変更点としましては、立川市教育委員会の教育目標の改定、また、立川市第4次学校教育振興基本計画の基本方針及び基本施策に沿って、学校教育の指針案を構成しているところです。見出し等も、こちらの個別計画に合わせて表記しております。

それでは、具体的な内容に入らせていただきます。立川市第4次学校教育振興基本計画に基づき、6つの基本方針と15の基本施策に沿って、所管課ごとに重点的に取り組む教育施策等を学校教育の指針として示させていただきました。私からは、特に基本方針Ⅰについてご説明いたします。その他の内容につきましては、お読みいただき、委員の皆様のご質問に応じて所管課よりお答えさせていただきます。

基本方針Ⅰ、学校教育の充実についてです。所管課は指導課になります。

基本施策1、学力の向上・体力の向上につきましては、基礎的・基本的な知識・技能等の習得において、問題解決的な授業展開、教科担任制、また調査等の分析を生かした、個に応

じた指導の充実などを示しております。ほか、立川市第4次学校教育振興基本計画に沿った項目で、教員研修、ICT活用、外国語教育や読書活動の推進についても示しております。

(2) 健やかな体と健康で安全に生活する力の育成では、「がん教育」や「包括的性教育」の充実、専門的な知識及び技能を有する指導者の人材活用、危機管理マニュアルの評価・改善について等を示しております。

②の中黒2つ目に理科教育の充実というところを地域の力を活用した取組として捉えて、今回この項目に記載しておりますが、私たちとしても理科教育の充実が目的でありますので、次回以降は、1ページ目の(1) 確かな学力の育成のところに記載してまいりたいと思います。

続いて、基本施策2、豊かな心を育む教育の推進についてです。

(1) 豊かな心の育成につきましては、「いじめ」の定義理解の徹底を図り、未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいります。

新たな指針としましては、④自他の生命を尊重する取組の推進の、中黒4つ目に、命の安全教育の内容について記載しております。特に性暴力に関する指導を重点的に記載しております。ほか、立川市民科における探究的な学習の充実や、ヤングケアラー、不登校児童・生徒への支援、また、幼保小中連携の推進についてお示ししました。

基本施策3、円滑な教育活動の推進では、学校教育への人的支援や環境整備を中心に、地域との連携に係る取組であったり、主体的に社会に関わる児童・生徒の育成に向けた取組について示しております。

基本施策4、教職員の適正配置と環境整備におきましては、新たに追加した事項としまして、教職員のコンプライアンス意識の醸成について、人的支援における教員の業務負担軽減について等、働き方改革の推進も示しております。

基本方針Ⅱは、特別支援教育の推進です。所管は教育支援課となります。

基本方針Ⅲ、学校教育環境の充実は、所管課は学務課となります。少し表記が見づらいところがございますが、10、児童・生徒の保健衛生の推進の①と②について、内容がかぶるところがあるため並列表記にしましたが、こちらの表記についても、何かご意見等ございましたら、後ほどよろしく願いいたします。

基本方針Ⅳは、学校給食の提供と食育の充実についてです。所管課は学校給食課となります。

基本方針Ⅴは、教育行政の推進で、所管課は教育総務課です。

基本方針Ⅵは、公共施設マネジメントの推進です。所管課は市長公室公共施設マネジメント課となります。

冒頭でも申し上げましたが、私からは基本方針Ⅰ、学校教育の充実を中心に説明させていただきました。そのほかに関しましては、所管課長よりご質問等に対してご説明をさせていただきます。

説明は以上となります。ご協議のほど、よろしく願いいたします。

○飯田教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

岡村委員。

○岡村委員 説明ありがとうございました。

先ほどお話がありました理科教育のことです。②地域の力を活用した取組の推進に移したことは何か意味があったのかという質問です。

地域との関係という点では、「中学校夏季科学講座」等は、都立立川高等学校と連携していたりして、「講座等」の「等」の中には、おそらく科学教育センターも含んでいるのだと思いますけれども、地域の専門家の方や、運営も、事務局は地域のPTA経験者の方など、たくさん関わっていただいて、地域との関連があるので、そういった意味だろうと思いますがお伺いします。

○飯田教育長 寺田指導課長。

○寺田指導課長 こちらに項目立てした経緯としましては、岡村委員がおっしゃられたとおり、都立立川高等学校との連携がかなり充実した取組になっておりましたので、地域連携、地域の力を活用した取組という言葉に引っ張られてしまい、この位置に記載してしまい、大変申し訳なく思っております。あくまで、やはり学力という視点で取り組んでおりますので、表記の(1) 確かな学力の育成の①基礎的・基本的な知識・技能等の習得に今後は記載させていただきます。

また、先ほどの理科教育の充実に関しましては、小学生の科学教育センターも当然含んでおります。あくまで学校教育の充実という視点で方針を出させていただいている関係で、表記等ございませんけれども、私たちの思いとしましては、科学教育センターも充実させていかなければいけない取組だと認識しています。「等」というところに全て含まれてしまっておりますが、大事に思っている経緯はございます。

以上となります。

○飯田教育長 ほか、ございますか。

岡村委員。

○岡村委員 よく分かりました。安心しました。今年も科学教育センターの講座に、ほかの団体や企業の方など、例えば日本電子株式会社やヤマハ発動機株式会社の方に、電動アシスト自転車についての、すばらしい講演をしていただいています。運営はPTAの方々関わってくださり、地域との関連は大事なのですが、やはり学校教育、理科教育というところをしっかり押さえていかないといけないかなと思っています。学校も忙しいでしょうけれども、両輪でやっていく必要があるかなという感想です。寺田指導課長のお答えでよく分かりました。科学教育センターのところも、了解いたしました。ありがとうございます。よろしくお願ひします。

以上です。

○飯田教育長 ほかにございますか。

堀切委員。

○堀切委員 ご説明ありがとうございました。

質問です。この指針について、校長先生が来年度の学校教育課程をつくるために参考になさるといふことを伺ったことがあります。例えば国や都が指針を自治体ごとにつくってくださいと言っているのか、他市もこういうふうにつくっているものなのか、教えていただきたいのですが、お願いします。

○飯田教育長 寺田指導課長。

○寺田指導課長 国や都から指針をつくるようにという通知は、見たことはないのですが、一般的に各地区、団体で、指針はつくっているものという認識はあります。調べると、いろんな地区の指針が出てきます。立川市も同様に、市で重点的に学校に取り組んでほしいところの方向性を示すものとして、つくっています。大きくは、国の第4期教育振興計画を受けた立川市のこの第4次学校教育振興基本計画、それを受けた指針で、後に学校の経営方針や教育課程につなげていくものになります。

以上です。

○飯田教育長 堀切委員。

○堀切委員 以前、すごくボリュームがあるので、簡易バージョンもあるようなことをお伺いしたのですが、あるのでしょうか。

○飯田教育長 寺田指導課長。

○寺田指導課長 昨年度は内容が確定した時点でA3の用紙1枚にまとめた資料を出しているのですが、あくまで項目をピックアップしたものになります。こちらの指針は毎年、教職員たちにも示す指針になりますので、やはり分かりやすく、どう伝えるかという点は、今後の課題として認識しています。

以上です。

○飯田教育長 堀切委員。

○堀切委員 ありがとうございました。

簡易版については、分かりました。昨年までは、教育目標が割と昭和を感じさせるような、どこに向かっているのか分からない印象だったので、理由を書いてほしかったということもあり、これは何のためですかということを書き足していただいたりとかしていたのですが、新しい教育目標は、こっちに向かってくださいねということも一応書いてあるので、例えば「授業の質的な向上を図るため」のような、ぼんやりとした、カットしても先生の判断が変わらないような記載は、大幅に減らしてもいいのかなというのは、1つ思いました。

先生も見られるということで、もう1つ質問をしたいと思います。基本方針I、学校教育の充実の1、学力・体力の向上(1)確かな学力の育成の①の、4つ目の項目「国の学力調査等の分析結果や」という箇所ですが、昨年までこの項目に東京ベーシック・ドリルが入っていたと思うのですが、今後は、AIドリルが入ってくるのかなと思います。国の学力調査は個人に結果が返ってくるものではないと思うので、例えば、現状、先生方も授業が分かる

ことに重点を置いてくださっているのですけれども、紙面で、子どもたちはできています、分かっていますということ表現するには、A Iドリルとか東京ベーシック・ドリルもですけれども、そういうものを活用しないと家庭の側からは見えません。具体的な、ドリル等の表記がなくなったのは、どうしてでしょうか。

○飯田教育長 寺田指導課長。

○寺田指導課長 東京ベーシック・ドリルの表記はしておりませんが、各学校では一定数取り組むことという思いはあります。これまで東京ベーシック・ドリルを記載していた理由としましては、東京都教育委員会からの通知もありまして、習熟度の算数の少人数加配のために、東京ベーシック・ドリルを基準として、学校が分析する目的で取り組んでいたということもあります。そういった理由もあり、必要然として実施していました。それがいいからといって、学校ではやらなくていいとか、そういったものではないので、適宜活用しながら、子どもたちの学力は高めていく必要があると思います。

そのほか、今後のA Iドリル等の活用につきましては、まだ、少し学校での取り組み方であるとか課題の出し方であるとか、実際使ってみた上で、今後どう示していくのかということ、少し検討したいと思っています。

以上です。

○飯田教育長 ほか、ございますか。

堀切委員。

○堀切委員 1、学力・体力の向上(1)の②教員研修の充実のところ、2ページ目の上から2つ目「教職員が自らの専門性を高めるために」というところなのですが、昨年も言ったような気がするのですが、都や国が決めたものに対して、受講してくださいということを「主体的」と書いてしまう感性が、私はとても気持ちが悪くて、行政職の方々は、もしかしたらそういう感性をお持ちなのかもしれないのですが、学校の先生に、クリエイティブな仕事としての魅力を持たせたいと国も言っていて、国や都が出す方針も大事ですけれども、先生は、プライベートでも、何か発見するたびに、これを子どもたちに見せたいとか、常に考えていらっしゃる先生も多いと思うのです。ですから、先生方は、この書かれ方を見て、かちんと来ないのかなと私はいつも思っております。せめて「主体的」を削除していただいて、受講を推奨するという書き方にするなど、「質の高い」も、誰から見て「質の高い」かというのは、考え方がいろいろあると思いますので、もう少し、書きぶりを検討していただきたいなと思います。

それから、2ページの下の方の(2)健やかな体と健康で安全に生活する力の育成の2つ目の項目ですけれども、この性教育の部分を「包括的性教育」というふうに、3文字ですけれども、足していただいて、ありがとうございます。3文字変わっただけですけれども、学校の取組としては、この言葉を知らない方は調べると思いますし、まず、そこからスタートできると思いますので、これはまず、本当にありがとうございました。

続けて、3つ目の項目の「早寝、早起き、朝ご飯」のところなのですが、「家庭に

おける児童・生徒の役割を明確にする」という部分は、主語は誰なのかがよく分からないのでお伺いしたいです。

○飯田教育長 寺田指導課長。

○寺田指導課長 最初のご質問につきましては、教員には決められた研修もあり、下の段にある初任者研修、2・3年次研修などは、こちらが与える必要な研修となります。そのほか、教職員研修センターがいろいろ講座を設けており、その中から選びながら、自分の専門性を高めるといところなので、教員としては、主体的に自分で受講したい講座を選んで、研修に向かっているということになります。文科省が主催する研修会なども、自ら選択するものが多いです。そのほか、下の段にある立川市授業力アップ研修や立川市夏季教員研修というものも、いろいろな項目があって、先生方が選んで受講する研修になります。国や都も、主体的な研修受講の受講、教員の学びを当然求めているところがありますので、私たちも、研修の内容も含めて、教員の主体性が高まる内容に今、組み替えているところです。

2つ目の質問、「早寝、早起き、朝ご飯」については、なかなか主語が書きづらいというところも実はありまして、当然「学校が」子どもたちと相談しながら考えるときもありますし、あくまで「家庭が」であったり、「子どもたちが」主体的にであったり、非常に書きづらいところはあるのですけれども、書き方等を少し検討したいと思います。

○飯田教育長 堀切委員。

○堀切委員 ありがとうございます。

教職員の研修のところは、昨年もそのようなご回答だったと思うのですけれども、例えば、オランダでは先生が、年間たしか十二、三万円ぐらいお金をもらって、これで好きなように勉強してくださいと言われるそうで、そういうのを主体的と言うのでしたら分かるのですが、今、子どもたちにも、こちらが決めたことを主体的に取り組めというふうに言っていると思うのですね。その感覚はあまり持ってほしくないので、ぜひここは書き方を再検討していただきたく思います。

以上です。

○飯田教育長 寺田指導課長。

○寺田指導課長 ご意見賜りましたので、受け止めますが、あくまで研修の主体性は、先ほど申し上げたとおり、国や都も求めているところなので、私たちも、そこは教員たちに求めたいと思います。国は動画を活用した研修もたくさん出しておりまして、その辺りも、学校が教員とコミュニケーションを図った上で、こういう研修が必要ではないかという自己申告等や、課題を見据えて、どういう研修が必要なのかというのをヒアリングしながら実施しようという方針がありますので、それを受けて、私たちとしても、教員が自ら選べるような研修のスタイルを推奨していきたいとは思っています。ご意見としては承りましたので、検討はさせていただきます。

以上です。

○飯田教育長 堀切委員、よろしいですか。

○堀切委員 はい。

○飯田教育長 では、ほかにございますか。

岡村委員。

○岡村委員 まず、堀切委員と同じ箇所ですけれども、性教育のところで、「包括的性教育」という、3文字ですけれども、なかなか進まなかったところが進んで、今、立川市のホームページにも、包括的性教育についてという大きな1つのページになっておりますので、追いついたかなというか、必要なので、よかったなと思います。ただ、実際に実行するとすると、たくさん勉強しなければならないところがありまして、やはり主体的に研修を受ける、研究をするなどして、先生方に頑張ってもらいたいと思うので、指導課でもご指導よろしくお願ひします。

それから、研修のことですが、私は以前、教員でしたが、いわゆる国や都の研修を選んで行きなさいというところですが、非常にたくさんの講座が多様にありまして、そこから選んでということですので、表現の問題かなという印象をうけます。

それから、先ほど堀切委員がおっしゃったように、外国の例も挙げられましたが、日本でもいろいろな公的な研修以外にも、民間の企業が主催するなどの様々な教員向けのセミナーや講座が開かれています。実際、若い先生は、結構オンライン講座等を受けて勉強しているようなのですが、時代の流れの中で、多様な研修を通して、子どもと同様に自ら主体的に学ぶという点も、若い先生たちに特に期待しております。学校現場の人たち以外の市民、堀切委員のような、市民の立場から見て、そういった表現に映るということでしたら、理解されるための表現の検討が必要かなと感じます。

非常に多様な価値観の時代で、教育問題も様々ある中で、様々な講座が、国や都や民間ベース、企業ベースも含めてありますので、そこも大事にしていけないといけないかなと思ひました。感想です。

以上です。

○飯田教育長 ほか、ございますか。

小柳委員。

○小柳委員 ご説明ありがとうございました。

この指針は、市の第4次学校教育振興基本計画に基づいて、項目も数も合わせてつくっていると思うのですけれども、項目が多すぎるので、大事な項目をピックアップして、3つぐらいにまとめるなどできませんか。例えばですけれども、6ページの(3)学校・家庭・地域の連携の②主体的に社会に関わる児童・生徒の育成は、6つ項目がある、これを全部取り組むのかと、学校の先生は思ってしまうのではないかなと思ひました。優先順位が高い項目を3つぐらいに、それから、その地域の特性などもあると思ひていて、例えば、商店街がないのに地域と仲よくしましょうといっても、その学校では難しいだろうし、不登校が多い地域では、不登校の項目をもっと増やそうとか、自由度がもう少し高いといいかなと思ひます。これだとかがちになっていて、先生たちは身動きが取れないよとなってしまうのではない

かなと、私が先生だったら、これを見たら数が多くて驚いてしまうと思いました。ですので、できるのかは分かりませんが、優先順位のようなものをつけることができたらいいのかなと、個人的には思います。

それから、1つ質問があります。4ページ、新しく付け足したという2、豊かな心を育む教育の推進の(1)豊かな心の育成の④の中黒4つ目「生命の尊さを学び」という項目です。

「生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で」とありますが、「先生たち」が理解した上で、「児童・生徒が」生命を大切にすることを、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を発達段階に応じて身につけられるようにするというところで合っていますでしょうか。

○飯田教育長 寺田指導課長。

○寺田指導課長 まず、この生命の尊さという項目は、全て主語が児童・生徒になります。子どもたちが、性暴力の影響を知り、自分の身体を守っていくというところの教育を図る、発達段階の中で、様々、教え方は異なりますけれども、東京都も動画を出しておりますので、活用しながら、児童・生徒が正しく理解するというところを目標にしています。

1つ目のご意見、たくさんある項目についてですが、私たちもなるべく減らしていきたいという思いはありますので、少し検討させてください。当然、取り組んでいるなどか、こういう考えはもちろんだよなというところは、少しずつ減らすことを検討していきます。

以上です。

○飯田教育長 小柳委員。

○小柳委員 主語が児童・生徒ということだったのですけれども、ここは先生も、大人も認識しないとイケない部分だと思います。そういった事件がニュースでも頻繁に出ているのは、結局大人が分かっていないということだと思います。分かっていない大人が子どもに教えることはできないので、子どもだけではなく先生もという主語であってもいいのかなと思いました。

もう1点意見です。8ページの真ん中(3)特別支援の理解啓発という項目がありますが、本当に大事だなと思っています。私の娘が小学校に入学したときに特別支援の先生に、キラリなどの特別支援学級や特別支援教室などに行く子というのは、勉強ができないから行くようになるのだと、そういうことを自分の子どもたちに絶対に言わないでくださいと、保護者会のような場で言われたのですね。そのときは、そんなことを考える親がいるのだと思ったのですが、やはりそういうふうに思う親もいることが現実で、こうして教育委員になり、教育、特別支援のことを学んでいくと、そういう力のある言葉で、そこまで言わなければいけなかった特別支援の先生の気持ちも考えたりして、きつい言葉で言わないと、みんなに分かってもらえないと、そのとき先生はそう思って、思い切って言ったのかなと、当時のことを考えたりします。それが5年くらい前で、状況はそんなに変わっていないという印象があるので、ぜひここは力を入れるべきところかなと、個人的には、保護者としては思いません。かなり保護者の中でも認識に差がある部分であると思います。

以上です。

○飯田教育長 ほか、ございますか。

岡村委員。

○岡村委員 6ページの(3)学校・家庭・地域の連携の②主体的に社会と関わる児童・生徒の育成の項目を昨年、おととしの指針と見比べているのですけれども、特にこれから主権者教育というあたりは、今の状況を見ていると重要です。ですから、3つ目の項目の最後の行に、言葉が出てくるのですが、もう少し前面に出したほうがいいと思います。新しい市の教育目標も、未来へ向けて、そういう文言を追加や修正した経緯を思い出し、未来へ向かって子どもたちを育てるという点で、主権者教育は18歳への選挙権年齢の引き下げなどを見ていると非常に重要だと思います。

高校3年生の子どもたちと話すと、投票についてどうしていいか本当に分からないよと言いました。主体的に選ぶというよりも流されているということを経験会話の中でも言ったりして、ちゃんとした知識と見識を持って育ててきているのですが、まずいなと思うこともあったりします。小中学生の主権者教育をどうするかとなると、また、なかなか方法は難しいと思います。

中学生の主権者教育がどうあるべきかというのは、教育学の研究者たちから、いろいろな事例や案が出されているのですけれども、なかなか現場の先生たちが、小中学校で主権者教育というのは、難しいと思います。1つ言えることは、自分の経験的には、私も児童会の会長や生徒会長をやってきたのですけれども、児童会の会長選挙でも、対立候補がいて、講堂でいろいろ討論をしました。中学生のときは、生徒会選挙になると、数人の会長候補と激論して、選挙運動をしました。そういうことが模擬的な主権者教育には、1つなっていたかなと思います。それからもう1つ、社会科の教育の中で、いろいろ教えることがあるため抜けてしまっているかなという、私の主観かもしれませんが、そういった印象があります。

この主権者教育という文言を大事にするために、もっと位置づけを高めたり、指導課としても指導をよろしくお願ひしたいなと思います。

それから現場にいますと、税の作文、人権作文など様々な団体から作文の提出を頼まれます。寺田指導課長もご存じかもしれませんが、先生方は大変です。大事なので取り組む必要はありますが、扱い方に関して、少し考えなければいけないかなというも思っています。これまでの発言は全部意見です。

最後に1つ質問です。前回の指針の中ではSNSに関しては、2、豊かな心を育む教育の推進の(1)の⑥安全かつ倫理的なSNS等の活用ということで、項目があったのですけれども、今年もどこかに載っているのでしょうか。同じ項目の辺りには見つかりませんでした。子どもたちの話を聞いていると、物すごい時代になってきたなど、過去の教育委員会定例会でも発言していますけれども、重視したほうがいいと思っているため質問です。

○飯田教育長 寺田指導課長。

○寺田指導課長 4ページをご覧ください。SNSという表記はなくなっているのですけれど

ども、2、豊かな心を育む教育の推進の（1）の④自他の生命を尊重する取組の推進の3つ目、外部機関と連携したセーフティ教室等の実施や「GIGAワークブックとうきょう」等の活用により、という項目が当てはまるかなと思います。どこにSNSという表記が入られるのかということは、検討します。文言を追加すると、どうしても長くなってしまったり複雑になってしまったりするので、読替え等も含めて検討していきます。

主権者教育につきましても、過去を踏まえると、立川市民科を教科化したところ、平成27年度から取り組んでいるこの取組についても、社会の問題を自分たちで課題をつかんで、その解決のために自分で考えてどう動いていくかというところの取組が主権者教育につながるというところで、位置づけはしていました。ただ、主権者教育という言葉も、いろんなところに当てはめてしまうと、全てにつながってくところではあるので、今回は、こういう一表記にとどめているところです。様々な活動の中で、自分で考えて自分で判断してという主権者教育につながる学習、教育活動は取り組んでいるところです。

作文の件につきましても、地域からのご要望もございまして、なかなか難しいところがありまして、表記しているところです。

以上です。

○飯田教育長 ほか、ございますか。

堀切委員。

○堀切委員 4ページ目の今、岡村委員がおっしゃったところ、SNSなど情報に関するところでは、最後に「児童・生徒が主体的に問題を解決しようとする態度を育てる」とあり、もちろん、最後にはそうしてほしいのですが、与える大人の責任があまり問われない傾向にあって、広告、それこそSNSなどですけれども、産業間で動いている部分がありますので、そこに関しては、1、学力・体力の向上の（1）の③ICT機器を活用した授業改善の推進の項目の2つ目は、「主体的に」でいいと思うのですが、2、豊かな心を育む教育の推進の（1）の④の3つ目の項目は、家庭の協力も必要ですけれども、大人がある程度教えるということが、もう少し必要かなというふうに思いました。感想です。

5ページ目の2、豊かな心を育む教育の推進の（2）の③幼保小中連携の推進のところでお伺いしたいです。5歳児相談が、市で行われていると思うのですが、5歳児健診をこれから実施してくださいという方向になると思います。立川市でどういうふうに検討されているかをお伺いしてもよろしいでしょうか。

○飯田教育長 高橋教育支援課長。

○高橋教育支援課長 5歳児健診については、現在、子ども家庭部で導入の方向性について調査研究をしているというところになります。実際に、実施に向けての検討の段階になりましたら、恐らく教育支援課も、立ち上げに加わる予定なのかなと思います。今後、全庁的な方針等を見定めた上で考えてまいります。ですので、令和8年度の学校教育の指針では、そういったところまでは、お示しできないかなと考えております。

以上です。

○飯田教育長 ほか、ございますか。

堀切委員。

○堀切委員 ありがとうございます。

最後の1つです。7ページ目、4、教職員の適正配置と環境整備の(2)学校における働き方改革等の推進のところですか。全体的に、教職員の業務負担を軽減するというときに、先生にとって何が負担で、先生にしかできないこと、何の業務を残したいのかというのが、外からはなかなか見えません。私たちが、これは外部委託できるよねということを手勝手に考えてしまっているのかなという点が、いつも気になっております。昨年のこの指針の中で、AIに数えてもらったのですけれども、連携という単語を50回ぐらい使っていて、先生になりたい人が見たら、連携が仕事なのかなと思ってしまうような感じです。この教育委員会定例会の場でも、教職員の働き方改革は今後も議題に挙がると思うのですけれども、先生方のやりがいと言うと難しいのですけれども、何の業務を外部にお願いしたくて何を残したいのかというのを先生方にお伺いするような機会がありますか。もしくは、今後そういう機会を検討していただけるのか、お聞きしたいです。

○飯田教育長 寺田指導課長。

○寺田指導課長 教職員の声を直接聞くということは、今、予定はしておりません。あくまで私たちは管理職を通して、先生方へのヒアリング等から、様々な業務の負担の声は聞いていて、状況を把握しているところでございます。

一方、業務に係る3分類につきましても、大きく国が示しているところがありますので、それに基づいて、教育委員会としては、外部委託できる業務を、教職員以外の者が担う仕事として、外部に振るというところは検討する必要があるかなと思っています。

以上です。

○飯田教育長 ほか、ございますか。

岡村委員。

○岡村委員 堀切委員と同じところ、教職員の意識改革という言葉、意識も改革しなければならないということは確かにあるのですけれども、意識というよりも、勤務時間が大変なことになっているので、そういう時間を短くするために、外部人材、ICTの活用等で合理化していく必要があると思います。ずっといろいろな場面で議論している勤務時間に関する言葉が一言も出てこない、長期休業期間等の学校閉庁日に、計画的な休暇の取得を図るとかいう言葉が入っていますが、校長先生をはじめ先生方の勤務時間が問題ですので、1日の勤務時間とか、週とか月の勤務時間を順守すると文言に入れたほうがいいと思います。学校教育振興基本計画の策定の際の議論で、教職員の時間外在校等時間の削減が目標の1つになっていますよね。この指針は現場の先生、校長先生が学校経営をする上で出す文章でもあるので、そういうところを足したほうがいいかなと思っています。

それと、「学校・教師が担う業務に係る3分類」という言葉ですけれども、分かる人は分かるのでしょうけれども、一般市民に公開するわけですから、欄外でもいいので解説をつけ

たほうが、分かりやすいかなと思います。

以上です。

○飯田教育長 寺田指導課長。

○寺田指導課長 「学校・教師が担う業務に係る3分類」につきましては、分からない人は分からないと思いますので、欄外に明記したいと思います。

勤務時間について、具体的な数値を示して、表記するというのは、非常に難しいかなと思っております。ただ一方、今後、東京都も業務量管理の計画を策定し、それを踏まえて、総合教育会議でも議題にしていきたいと思いますという方針がありますので、私たちも、指標を東京都に準じて出して、明確に教職員に示していきたいなと思っております。

一方、出退勤管理システムを使って教職員の勤務状況を把握すると書いてありますけれども、超過勤務の時間であるとか、学校にいる総時間というのをこちらで全て出しています。毎月最後に先生方一人一人に配り、教職員も、管理職も把握した上で、教育委員会への報告を位置づけておりますので、把握は一定程度されているかなと思っております。

以上です。

○飯田教育長 よろしいですか。岡村委員。

○岡村委員 学生や若い人たちが学校の先生になりたいなと思えるようになってもらいたいで、ずっと努力されているということは分かっておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○飯田教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○飯田教育長 では、ないようでございます。それでは、お諮りいたします。2協議（1）令和8年度立川市教育委員会学校教育の指針について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○飯田教育長 異議なしと認めます。よって、2協議（1）令和8年度立川市教育委員会学校教育の指針について、は承認されました。

◎協 議

（2）図書館の臨時休館について

○飯田教育長 続きまして、2協議（2）図書館の臨時休館について、に入ります。

黒島図書館長、説明をお願いいたします。

○黒島図書館長 本協議事項は、図書館の臨時休館についてお諮りするものでございます。昨年度までは、毎年7月の海の日に合わせて、中央図書館が入っている建物、ファーレ立川センタースクエアビルの法定電気設備点検を実施しておりましたが、今年度より作業員の熱中症対策として、1月の第三土曜日である1月17日に実施いたします。建物全体が停電、断水、

立入禁止となり、図書館システム関連機器も全て停止することから、全館閉館するものであります。

停電により、インターネットや携帯電話での検索や予約システムが使用できなくなるなど、利用者の皆様にはご不便をおかけいたしますので、広報たちかわ12月25日号に掲載するとともに、市ホームページ、図書館ホームページ、図書館X、市公式LINE、館内掲示や図書館カレンダーで周知してまいります。

なお、インターネット検索サイトから「たちかわ電子図書館」が利用できる旨の周知も併せて行ってまいります。

説明は以上です。

○飯田教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

質疑はございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○飯田教育長 では、ないようでございます。それでは、お諮りいたします。2協議（2）図書館の臨時休館について、は提案どおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○飯田教育長 異議なしと認めます。よって、2協議（2）図書館の臨時休館について、は承認されました。

◎その他

○飯田教育長 次に、その他に入ります。

その他、ございますか。

鈴木生涯学習推進センター長。

○鈴木生涯学習推進センター長 生涯学習推進センターより、口頭で恐縮でございますけれども、お伝えさせていただきたいことが1点ございます。

（仮称）立川市砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設の建て替え工事の工期延伸に関することでございます。こちら、工期期限でございます令和7年10月31日までの工事の完成に向けて努力してまいりましたが、電気設備工事における東京電力との受電協議の不手際があったため、工期内の受電ができなくなり、工期を延伸させていただくことになりました。変更後につきましては、令和8年1月30日という工期になります。一日も早く施設を開所できるように努力していきたいと思っております。

また、教育委員会定例会におきましても、またお話をさせていただきたいと思っております。報告は以上でございます。

○飯田教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

質疑はございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○飯田教育長 質疑はないようでございます。これで、その他の報告及び質疑を終了いたします。

続きまして、1 請願（1）請願書について、に入ります。

会議の冒頭で、本案件については非公開として取り扱うことと決定しております。恐れ入りますが、傍聴の方は退室をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 2 4 分休憩

午後 2 時 2 5 分再開

◎閉会の辞

○飯田教育長 それでは、次回の日程を確認いたします。次回、第22回定例会は、令和7年11月26日、午後1時30分から302会議室で開催いたします。

これをもちまして、令和7年度第21回立川市教育委員会定例会を終了いたします。

午後2時30分

署名委員

.....

教育長